

ストップ！デートDV

結婚していない恋人同士、10代・20代の若い男女間で起こる体、言葉、態度による暴力のことを「デートDV」と言います。ドメスティック・バイオレンス(DV)は大人や夫婦間にだけ起こるものではありません。恋人間で起こるため、「愛情表現」と誤解されがちですが、DVは重大な人権侵害であり犯罪行為です。デートDVを知り、お互いを大切にできる関係をつくりましょう。

デートDVとは？

デートDVとは、親密な交際相手との間で起こっている体や心への暴力のことです。相手を支配し思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。

好きだからといって自分の価値観を押し付けたり束縛したり、力で相手を支配すること、また自分の感情を押し殺して相手の思い通りに支配されることは「愛」ではなく、「力で支配する関係」です。

身体的暴力

- 殴る、ける、つねる、たたく
- 髪の毛をひっぱる
- 相手に向かって物をなげつけるなど

経済的暴力

- 借りたお金を返さない
- デート費用などいつもお金を払わせる など

性的暴力

- 無理やり性的行為をする
- 避妊に協力しない など

デートDVってどんなこと？

精神的暴力

- 皮肉や嫌味を言う
- 友達の前でバカにした言葉を言う
- 大声でどなる など



行動の制限

- 携帯電話のメールや着信履歴をチェックする
- 行動や服装をチェックしたり指示する
- 友人関係を孤立させる など

一人で悩まないで！

デートDVは男女ともに気づいていない場合が少なくありません。誰もが加害者や被害者になりうる可能性があります。また、相手が暴力をふるった後に一転して優しくなって謝ったり、泣いて反省することもあります。しかし、その後さらにひどい暴力がふるわれ、それが何度も繰り返されることによって、だんだん「暴力のサイクル」から逃れることが難しくなるとも言われています。

交際相手に対して恐怖を感じたり、誰にも言えずに悩んでいたら相談してください。

○県女性相談センター ☎052♦962♦2527

《女性悩みごと相談》

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日 午前9時～午後4時

○県弁護士会 ☎052♦252♦0047

《女性に対する暴力電話相談》

木曜日 午後2時～4時

○県警察本部 ☎052♦953♦9110

《安全相談専用電話》

月～金曜日 午前9時～午後5時

○県教育・スポーツ振興財団 ☎052♦261♦9671

《こころの電話》

毎日(年末年始除く) 午前10時～午後10時